

〔古事記傳 十九〕書紀に、嫉妬をウハナリテタミと訓り、此は本妻の後妻を嫉むを云なり

〔日本靈異記 中〕智者誹妬變化聖人而現至閻羅闕受地獄苦緣第七

釋智光者河内國人其安宿郡鋤田寺之沙門也。中有沙彌行基俗姓越史也。中以天平十六年甲

申冬十一月任大僧正於是智光法師發嫉妬之心而非之曰吾是智人行基是沙彌何故天皇不齒吾

智唯譽沙彌而用焉恨時罷鋤田寺而住

〔江談抄 三〕暗作野人天與性 狂官自古世呼名野相好古

故老傳云野相公野相爲人不羈好直世妬其賢呼爲野狂是則篁字音狂字音也云々仍作此句

〔大鏡 右大臣師輔〕藤つば弘徽殿とのうへの御つばねは、ほどもなくちかきに、ふぢつばの方には、

小一條女御藤原芳子 弘徽殿のには此后藤原安子のぼりておはしましあへるをいとやすか

らすおぼしめしてもえやしづめがたくおはしましけん中へだてのかべにあなをあけてのぞ

かせ給ひけるに女御の御かたちの入宮の御は、よよ、御かたちは、いみすこし、よ、いと、うつくしう

めでたくおはしければむべ時めくにこそありけれと御らんするにいとこゝろやましくな

らせ給ひて、あなよりとをる計の、かはらけのわれして、うたせ給へりければ、御門のおはします

程にて、かの女御の御たもと、のうへ、こればかりには、えたへさせ給はず、略

〔今昔物語 二十〕比叡山僧心懷依嫉妬感現報語第卅五

今昔比叡ノ山ノ東塔ニ、心懷ト云フ僧有ケリ、法ヲ學ビテ山ニ有ケルニ、年若シテ指セル事无カ

リケレバ、山ニモ不住得ザリケル程ニ、美濃守ノ口口ノト云フ人有ケリ、其ノ人ニ付テ彼國ニ行

ヌ、守ノ北ノ方ノ乳母、此ノ僧ヲ養子トス、然レバ國司其ノ縁ニ依テ、方々ニ付テ願ケリ、此レニ依

テ、國人此ノ僧ヲ一供奉ト名付テ、畏リ敬フ事无限シ、而ル間其ノ國ニ天疫發テ、病死スル者多カ

リ、國人等此レヲ歎テ、守ノ京ニ有ル間ニ申上テ、國人皆心ヲ一ニシテ、南宮ト申社ノ前ニシテ、百